

# 粉じん作業特別教育

安衛法第 59 条の定めるところにより、安衛規則第 36 条に該当する特定粉じん作業に係る業務は、事業者責任において実施する特別教育規程に基づいた「粉じん作業特別教育」を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育を実施するものです。

(安全衛生法第 59 条 安衛則第 36 条第 29 号 粉じん則第 22 条)

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18 歳以上でなければ当該業務に就かせることはできません。

## 2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成 31 年 2 月 19 日(火) 9 : 0 0 より (受付 8 : 3 0 時より)	松江市学園一丁目 5 番 3 5 号 (一社)島根労働基準協会	6 0 名

※駐車場は駐車台数が限られており、受講者が多数の場合は、詰込式となりますので予めご容赦ください。なお、一定人数未満の場合は中止する場合があります。

## 3. 科目・時間割

科目	時間割
オリエンテーション	9:00 ~ 9:10
粉じんにかかる疾病及び健康管理	9:10 ~ 10:10
<休憩>	10:10 ~ 10:20
粉じんの発散の防止及び作業場の換気の方法	10:20 ~ 11:20
<休憩>	11:20 ~ 11:30
作業場の管理	11:30 ~ 12:00
《昼食・休憩》	12:00 ~ 13:00
作業場の管理 (続き)	13:00 ~ 13:30
呼吸用保護具の使用方法	13:30 ~ 14:00
<休憩>	14:00 ~ 14:10
関係法令	14:10 ~ 15:10

## 4. 受講料・テキスト代

区分 受講者の別	受講料	テキスト代	計
会員事業場の受講者	6, 1 5 6 円 (本体 5, 7 0 0 円+税)	6 4 8 円 (本体 6 0 0 円+税)	6, 8 0 4 円
その他の受講者	8, 2 0 8 円 (本体 7, 6 0 0 円+税)	6 4 8 円 (本体 6 0 0 円+税)	8, 8 5 6 円

## 5. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

## 6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

## 7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

## 8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。（\*個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

## 9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号  
一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

# 粉じん作業特別教育受講申込書

開催月日
H 3 1 . 2 . 1 9

※受講 番号	ふりがな 氏 名	住 所	生年月日	※ 修了証 番号
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	
		島根労働基準協会加入の有無	有	無
		受講料等納入方法	月 日	
		振込・現金	円	

※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

上記のとおり申し込みます。

平成      年      月      日

(一社)島根労働基準協会長 殿

〒 (      -      )

事業場所在地

事業場名称

代表者職氏名



TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

※ 個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

**【個人情報について】**

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。